

(趣旨)

第1条 この規則は、室蘭工業大学地方創生研究開発センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 センターは、室蘭工業大学（以下「本学」という。）における次の各号に掲げる目的に利用させるものとする。

- (1) 民間機関等との共同研究
- (2) 学術研究
- (3) 地方創生研究開発センター長（以下「センター長」という。）が認めた業務

(利用者の資格)

第3条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) 民間等の共同研究者
- (3) その他センター長が認めた者

(利用申請)

第4条 センターを利用しようとする者は、所定の申請書をセンター長に提出し、承認を得なければならない。

(利用承認)

第5条 センター長は、前条の申請を適当と認めたときは、利用を承認するものとする。

(利用期間)

第6条 センターの利用期間は、当該年度内とする。ただし、必要があると認められる場合は、利用期間を延長することができる。

2 前項ただし書の申請手続きは、第4条の規定を準用する。

(変更の届出)

第7条 センターの利用を承認された者（以下「利用者」という。）で、申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかにその旨をセンター長に届け出なければならない。

(利用の制限)

第8条 センター長は、利用者が教育・研究その他センターの運営に重大な支障を生じさせたときは、その者の利用承認を取り消すことがある。

(利用上の注意事項)

第9条 利用者は、別に定める「センター利用上の注意事項」を厳守し、事故防止等に努めなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほかセンターの利用に関して必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度室工大規則第39号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。